

# 委員提出資料

朝比奈委員 . . . . . P 1

## 社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第16回）への意見

(市川市生活サポートセンターそら 朝比奈 ミカ)

## 1. 就労支援について

- ① 障害がある、疾患を抱えている、就労ブランクが長い、職場定着が難しい、子育てや介護の負担が大きい、高齢である等々、さまざまな要因で働きづらさを抱えた方について、分野を超えた社会資源やノウハウを持ち寄って協働するための就労支援に関わるプラットフォームづくりが必要。地域共生社会に向けた施策の観点からも、雇用にどどまらない「働く」場面づくりは、孤立しない・させない地域づくりにもつながるものである。

一方、受け皿となる企業や地域の活動団体にとっては、さまざまな分野からのアプローチをバラバラに受けることとなり、就労支援の側が各分野の動きを相互に理解しておかなければ、結果としてパイを奪い合うようなことにもなりかねない。

就労支援を自治体の重要な施策と位置づけ、基礎自治体または都道府県に主導的な役割を求めたい。

- ② 就労準備支援事業について、必須事業化に賛成である。被保護者就労準備支援事業についても準じた扱いにすべきであり、そのためには国庫補助率の引き上げも検討を求めたい。

小規模自治体については、障害者総合支援法における就労移行支援事業所や就労継続支援事業所を活用し、同法における「基準該当サービス」の位置づけにならい、プラン対象者1件あたりの報酬（委託費用）を定めて支払うなどの方法を検討してはどうか。

こうした施策の相互乗り入れを意識的に行うことにより、①に述べた分野を横断した体制づくりの意識も浸透することになるとと思われる。

## 2. 金銭管理支援について

成年後見制度や日常生活自立支援事業が想定する「判断能力」は有しているにも関わらず、依存症等の影響や適切な生活習慣を身につける機会が得られなかった結果として、金銭管理ができずに困窮してしまう方は多数存在している。これまでは一部、身近な親族が担ってきたとも考えられ、「身寄り」問題の一つの事象としてこの問題は生活保護受給者にとどまらず、また、今後ともニーズは増大していくと思われる。

一時生活支援事業や家計再生支援事業を実施しているなかでも本人の希望を受けて一時的に金銭管理を実施する場面があり、この問題は避けて通れない。

ご本人の日常生活に関わる福祉や介護等の関係者が一定程度担っていくことが現実的な方策になるのではないかと考えるが、金銭管理を実施するにあたってのガイドラインづくりや地域におけるチェック体制を含め、判断能力の有無に関わらない地域における権利擁護の仕組みづくりを議論していく必要がある。